

市第56号議案 横浜市手数料条例の一部改正（関係部分）

1 趣旨

宅地造成等規制法（以下、「旧宅造法」といいます。）が盛土規制法に改正されたことにより、許可申請が必要な宅地造成等の行為が拡大されたことや、新たに中間検査が設けられたことから、許可申請の手数料の改定等を行います。

2 条例改正の概要

盛土規制法では、「宅地造成」に加え、「宅地、農地や森林等での盛土・切土（特定盛土等）」や「一時的な土石の堆積」を行う際に許可が必要となったことや、新たに工事主の資力信用の審査等の規定が設けられたことから、宅地造成・特定盛土等に係る許可申請、土石の堆積に係る許可申請及び中間検査申請に係る手数料を定めます。また、許可申請の変更にあたっては、変更許可申請に係る手数料を定めます。

なお、旧宅造法により許可を受けた工事については、引き続き旧宅造法に基づく変更許可申請に係る手数料を適用します。

表 盛土規制法の許可対象行為と中間検査

造成面積	盛土規制法			旧宅造法
	宅地造成・特定盛土等 許可申請	土石の堆積 許可申請	中間検査 申請	宅地造成許可申請
500 m ² 以下	16,000	11,000	3,100	12,000
～1,000 m ² 以下	28,000	14,000	3,100	21,000
～2,000 m ² 以下	40,000	16,000	3,100	31,000
～3,000 m ² 以下	59,000	20,000	3,100	47,000
～5,000 m ² 以下	68,000	29,000	6,200	47,000
～10,000 m ² 以下	93,000	32,000	6,200	67,000
～20,000 m ² 以下	149,000	39,000	6,200	110,000
～40,000 m ² 以下	229,000	54,000	12,400	170,000
～70,000 m ² 以下	360,000	74,000	24,800	250,000
～100,000 m ² 以下	509,000	111,000	43,400	340,000
100,000 m ² 超	658,000	136,000	62,100	420,000
変更許可申請	当初許可申請手数料の1/10等			当初許可申請手数料の1/10等

3 施行日

盛土規制法の適用開始日と同日（令和7年4月1日を予定）